

「神明小学校いじめ防止基本方針」

桐生市立神明小学校
平成29年4月修正

I いじめ防止等のための取組に関する基本的な考え方

- いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対許さない」学校を児童・教職員・保護者・地域とともに作りあげ、未然防止・早期発見・早期解消に努める。
- いじめられている児童の立場に立ち、全教職員で絶対に守り通す。
- いじめる児童に対しては、毅然とした態度と粘り強い指導を行う。
- 日常的に保護者との信頼関係をつくり、地域や関係機関との連携協力を努める。
- いじめが「重大な事態」として取り扱うべきものである場合、設置者と相談しながら対応を考え、必要に応じて警察署、関係専門機関に援助を求める。

II いじめ防止等のための組織

- 本校の「いじめ対策委員会」は現行の「生徒指導委員会」と兼務し、校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・上、下ブロック代表・特支学級主任・養護教諭（必要があれば、スクールカウンセラー・教育相談担当・教育相談員）で組織をする。
- 平成26年度より、現行の職員会議中の児童情報交換と生徒指導委員会を合わせて、**職員会議B**として位置づけ、全職員で情報を共有する中から多面的に児童理解を推進するとともに、早期発見・早期解消に努める。
- 日常及び**職員会議B**から必要であれば上記「いじめ対策委員会」「運営委員会」等を開き協議、教育委員会及び関係専門機関等との連絡調整等を図る。

III いじめ防止等に関する措置

(1) いじめの未然防止のための取組

全教職員でどの子ども「学校が楽しい」「教室が楽しい」と思える学校づくりに取り組む。

～児童が安心感・自己存在感・満足感をもって過ごせる場所や機会をつくる～

- ①「わかる」「楽しい」授業づくりをする。
- ②「できない」「わからない」と言えるような信頼関係のある授業づくりをする。
- ③多面的な児童理解により、節度と規律ある教室環境づくりをする。
- ④人権教育を含めた計画的かつ柔軟な道徳の時間の充実を図る。
- ⑤よりよい人間関係づくりや成就感・達成感をねらいとする特別活動の充実を図る。
- ⑥児童一人一人の大切さを自覚し、かけがえのない一人の人間として接する。
- ⑦全教職員で日々情報交換を行い、管理職は学校外への情報を発信し連携の推進を図る。
- ⑧教育課程に情報モラル教育を位置づけ、的確な判断力を身につけさせる。

(2) いじめの早期発見のための取組

全教職員で、子供の変化・気になる様子に目と気を配り情報を共有する。

～日常の交流をとおした発見・アンケート調査・チャンス相談等で早期発見に努める～

- ①年度始めに「桐生市教育委員会いじめ緊急対応マニュアル」の周知を図る。
- ②健康観察、日記やチャンス相談、休み時間や放課後等、児童の変化を把握する。
- ③養護教諭は保健室来室の様子を担当や関係職員へ伝える。
- ④小さなことも見逃さず、悩みを共有する。
- ⑤毎月「生活アンケート」を実施し、指導・情報共有（職員会議B）する。
- ⑥児童や保護者、地域から情報が入りやすい、学級・学校の雰囲気づくりと信頼関係を築く。

(3) いじめの早期解消のための取組

気になる情報は必ず報告し、いじめ対策委員会で対応する。
～迅速な事実究明と的確な支援・指導を組織で対応する～

- ①管理職・生徒指導主任は事案に応じていじめ対策委員会等柔軟に編成する。
- ②対応方針を決定後、事実の究明と支援・指導を組織で行う。
- ③被害児童・加害児童・周囲の児童生徒への指導と経過観察を組織で行う。
- ④事実確認後被害児童の保護者へ事実、指導方針を具体的に伝える。以後経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。
- ⑤事実確認後、加害児童の保護者へ事実と相手の状況を伝え、事情を認識してもらいとともに学校の指導方針や教師の思いを伝え、理解を求める。
- ⑥管理職は状況を判断し必要に応じて、教育委員会及び関係専門機関等との連絡調整等を図る。

(4) 重大事態発生時の対応

教育委員会と連携し、迅速かつ適切な方法で対応する。

～児童、保護者への心のケア、落ち着いた学校生活確保のために全力で取り組む～

- ①校長は重大事態が発生した旨を市教育委員会に報告し、教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ②学校は上記組織を中心として、綿密かつ迅速に調整し、事実関係を明確にする調査を実施する。
- ③被害児童への対応は最悪の事態を想定し、複数の教職員で間断なく見守る。
- ④加害児童への対応は教育委員会との協議の上、慎重に行う。
- ⑤学校は教育委員会への報告と連携を密にし、関係専門機関等の活用を図る。
- ⑥学校は状況により、保護者、PTA、地域と連携し、必要に応じて協力を依頼する。

(5) 年間計画 (別紙参照)

IV 関係機関との連携

- ①教頭、生徒指導主任は「桐生市教育委員会いじめ緊急対応マニュアル」にある関係機関の連絡先を明確にし、早期解決に活用する。

<関係機関>

- 市子育て支援課（子育て相談係） ○東部児童相談所
- 総合教育センター「子ども教育相談室」 ○警察、少年育成センター
- こころの健康センター ○東部教育事務所

V 保護者との連携

- ①年度当初から、各種通信物や保護者会などで、いじめ問題に対する学校の認識や対応方針、方法などを周知し協力と情報提供等を依頼し、日常的な連携を図る。
- ②情報モラル教育についての啓発を行う。

VI 評価の実施

- ①児童には毎月実施の「生活アンケート」、保護者には年2回の学校評価のための「保護者アンケート」を実施し本校の「いじめ防止等の取組」についての自己点検の参考資料とする。
- ②「いじめ防止等の取組」について、年2回の自己評価を実施し、結果をもとに改善策を練り、次年度の取組としていく。

「神明小学校いじめ防止に関する年間計画」

H29.4 (別紙)

	具 体 的 な 取 組 内 容	留 意 点
4 月	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ対策委員会の組織及び設置の仕方の周知 ○「神明小いじめ防止基本方針」「桐生市のマニュアル」の共通理解 ○職員会議 B 児童の情報交換、指導の引き継ぎ等 (4/10) ○学級開き、人間関係づくり、学級のルールづくり ○「生活アンケート」実施 ○学級懇談で「神明小いじめ防止基本方針」説明 ○たてわり活動① 	<ul style="list-style-type: none"> *全職員で基本方針を共通理解する *多面的な児童理解を促す *通信等で周知
5 月	<p style="text-align: center;"><春のいじめ防止強化月間></p> <ul style="list-style-type: none"> ○児童会のいじめ防止活動開始、あいさつ運動の実施 ○「生活アンケート」実施 ○hyper - QU 検査の実施 (5, 6 年) ○たてわり活動② 遠足等を通じた人間関係づくり ○職員会議 B 児童の情報交換 (5/22) ○教育相談計画作成 	<ul style="list-style-type: none"> *児童会のいじめ防止の年間計画作成、本校キャラしんめちゃんの活用 *教育相談員・SC の活用計画作成
6 月	<ul style="list-style-type: none"> ○「生活アンケート」実施 ○たてわり活動③ ○職員会議 B 児童の情報交換 (6/19) ○校内研修「研究授業」① 	<ul style="list-style-type: none"> *「わかる・楽しい」授業「節度と規律ある」授業の視点から研修
7 月	<ul style="list-style-type: none"> ○「生活アンケート」実施 ○職員会議 B 児童の情報交換 (7/10) ○学校評価に係る保護者アンケート① ○学校評価:自己評価の実施① ○SC を活用した校内研修「事例研究」 	<ul style="list-style-type: none"> *保護者の意見集計を参考に自己点検で取組を評価する
8 月 9 月	<p style="text-align: center;"><いじめ防止フォーラム>桜木中地区代表として本校の実践を発表</p> <ul style="list-style-type: none"> ○校内研修「QU を使った事例研究」(全教職員) ○「生活アンケート」実施 ○学校行事: たてわり班による運動会で人間関係づくり ○職員会議 B 児童の情報交換 (9/11) ○たてわり活動④ 	<ul style="list-style-type: none"> *休み明けの児童の実態把握を丁寧に行う *たてわり運動会で効果的な異年齢活動を推進しよりよい人間関係を育む
10 月	<ul style="list-style-type: none"> ○「生活アンケート」実施 ○たてわり活動⑤ ○職員会議 B 児童の情報交換 (10/23) ○校外学習等を通じた人間関係づくり 	<ul style="list-style-type: none"> *ピア・サポート等を取り入れ、よりよい人間関係を構築する
	<ul style="list-style-type: none"> ○「生活アンケート」実施 	

11月	<ul style="list-style-type: none"> ○たてわり活動⑥ ○職員会議 B 児童の情報交換 (11/13) 	
12月	<p style="text-align: center;">＜冬のいじめ防止強化月間＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○児童会のいじめ防止活動 ○いじめ防止標語・ポスター作成 ○人権週間（ビデオ視聴後授業、人権意識啓発活動） ○「生活アンケート」実施 ○たてわり活動⑦ ○職員会議 B 児童の情報交換 (12/11) ○学校評価に係る保護者アンケート② ○学校評価:自己評価の実施② 	<ul style="list-style-type: none"> *啓発活動や標語、ポスター制作を通して、より温かい学級・学校の雰囲気作りをすすめる *学校評価の結果を基に取組全体を振り返り今後の方針を検討する
1月	<ul style="list-style-type: none"> ○「生活アンケート」実施 ○たてわり活動⑧ ○職員会議 B 児童の情報交換 (1/22) ○教育相談の推進、SCの活用 	<ul style="list-style-type: none"> *休み明けの児童の実態把握を丁寧に行う
2月	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止子ども会議参加 ○「生活アンケート」実施 ○たてわり活動⑨ ○職員会議 B 児童の情報交換 (2/19) ○学校評価のまとめ 	<ul style="list-style-type: none"> *児童会の取組を振り返り、検討し、次年度の方向性をさぐる
3月	<ul style="list-style-type: none"> ○「生活アンケート」実施 ○職員会議 B 児童の情報交換、次年度への引継ぎ (3/19) ○「神明小いじめ防止基本方針」の見直しと次年度へ向けて 	<ul style="list-style-type: none"> *今年度の取組の検証を行い、次年度の方針について検討する